

## 和歌山市狭あい道路の拡幅整備に係る協議に関する要綱に関する手続き

### ◆事前協議時

- 狭あい道路拡幅整備協議書（要綱別記様式第1号）
- 委任状（建築主等から委任を受けた場合に限る。） ※1
- 建築士又は行政書士の資格を有することを証する書類（建築主等から委任を受けた場合に限る。）
- 付近見取図
- 現況配置図（既存建築物がある場合はその建築物の配置を図示したもの。）
- 計画配置図（既存建築物がある場合は、その建築物の配置を図示し、用途上の可分又は不可分の有無を記入したもの。）
- 後退用地等の求積図（後退用地及びすみ切り用地の求積図をそれぞれ作成したもの。）
- 後退用地等の整備方法を示す図面
- 現地の状況が分かるもの（写真等）

## 和歌山市狭あい道路拡幅整備補助金交付要綱に関する手続き

### ◆交付申請時

- 補助金等交付申請書（規則別記様式第1号）
- 事業計画書及び収支予算書（狭あい道路整備事業）（要綱別記様式第1号）
- 狭あい道路拡幅整備協議結果通知書の写し
- 市税の完納証明書（市税が非課税の場合は非課税証明書）
- 後退用地等の舗装整備に伴う図面（求積図を含む。）
- 誓約事項（要綱別記様式第2号） ※2
- 委任状（代理人による申請の場合に限る。） ※1
- 後退用地等の現況の写真
- 後退部分の舗装整備工事費の見積書 ※3

### ◆実績報告時

- 補助事業等実績報告書（規則別記様式第4号）
- 舗装整備の施工前、施工中（舗装の厚みが分かる写真）及び施工後のそれぞれ状況を確認できる写真
- 舗装整備に係る実測図（求積図）
- 口座振替申出書 ※4
- 補助金等交付決定通知書（規則別記様式第3号）の写し
- 補助金等交付請求書（規則別記様式第6号） ※4
- 後退部分の舗装整備工事費の領収書の写し等

＜申請書等の押印について＞ ※印の記載のないものは押印不要です。

- ※1 押印が必要です。
- ※2 自署又は押印が必要です。
- ※3 見積業者（施工業者）の押印、又は見積担当者の氏名、連絡先の記入が必要です。
- ※4 請求日は記載しないでください、又、口座登録印の押印が必要です。